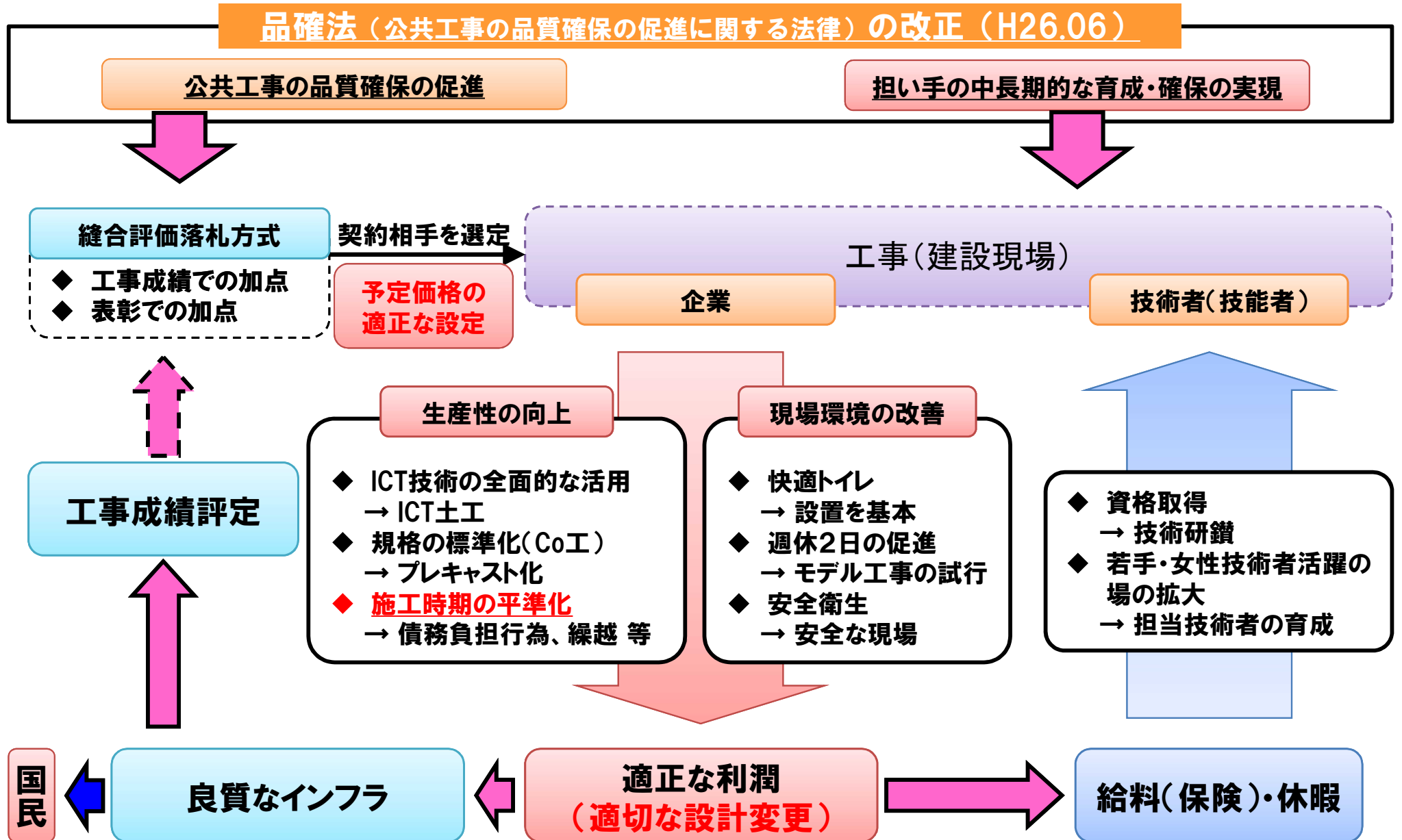


建設現場における 働き方改革への取り組み

品確法に基づく建設生産システム



建設事業をとりまく課題と対策(働き方改革)

◎課題(背景)

- ◆ 建設業者数、建設就業者数の減少
- ◆ 従事者は60代が多く10年後には大半が引退
- ◆ 若年入職者の不足
- ◆ 全産業平均より年間300時間以上の長時間労働
- ◆ 他産業では一般的な週休2日も未確保
- ◆ 気候変動により、自然災害が頻発、激甚化
- ◆ 社会資本の老朽化(維持管理の必要性)

◎対策

生産性の向上

- ◆ ICT技術の全面的な活用
- ◆ 規格の標準化(Co工)
- ◆ 施工時期の平準化

現場環境の改善

- ◆ 快適トイレ
- ◆ **週休2日の促進(適切な工期設定)**
- ◆ 安全衛生(安全な現場)

適正利潤の確保

- ◆ 適切な設計変更
- ◆ 予定価格の適正な設定
- ◆ 技術と経営に優れた業者の評価・選別

担い手の確保(労働力不足の解消)

- ◆ 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図り、災害対応、インフラ整備・メンテナンス等の役割を果たし続けるためにも**建設業の働き方改革を強化**していくことが必要。

建設現場における週休2日の取り組み

- ◆ 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- ◆ 建設業は、改正労働基準法の施行から5年後に罰則付きの時間外労働規制の適用



- ◆ 罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間(5年)を待たず、長時間労働是正、週休2日の確保を図ることが必要。

【参考】働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)抜粋

(現行の適用除外等取扱)

建設事業については、限度基準告示の適用除外とされている。これに対し、今回は、罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の5年後に、罰則付き上限規制の一般則を適用する(ただし、復旧・復興の場合については、単月で100時間未満、2か月ないし6か月の平均で80時間以内の条件は適用しない)。併せて、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。5年後の施行に向けて、発注者の理解と協力も得ながら、労働時間の段階的な短縮に向けた取組を強力に推進する。

(取引条件改善など業種ごとの取組の推進)

建設業については、**適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保など、民間も含めた発注者の理解と協力が不可欠**であることから、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置するとともに、制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組に対し支援措置を実施する。また、技術者・技能労働者の確保・育成やその活躍を図るため制度的な対応を含めた取組を行うとともに、施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等により生産性の向上を進める。

①適切な工期設定

- ・準備・後片付け期間の見直し
- ・工期設定支援システムの導入
- ・余裕期間制度の活用
- ・工事工程の受発注者間での共有

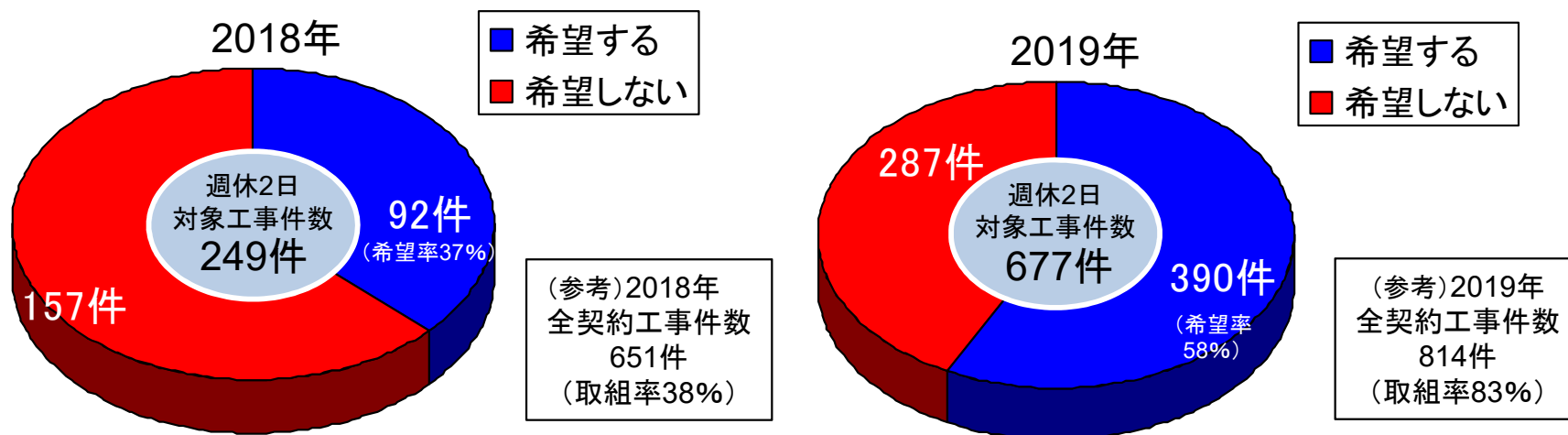
②週休2日モデル工事の普及

- ・週休2日の実施に伴う経費を計上
- ・工事成績による加点

建設現場における週休2日 取り組み状況(2018年,2019年)

- 2018年週休2日対象工事は249件。うち取り組み希望は92件。
- 2019年週休2日対象工事は677件。うち取り組み希望は390件。
- R1年度からは、工程調整部会の開催頻度について、1回/2~3ヶ月を目安に受発注者どちらかでも書面の申し出により開催することができる受注者希望方式「工程調整標準型」を実施
- また、発注者指定方式で発注する工事で入札公告時に「条件明示チェックリスト」「工事工程表」の開示を施

■週休2日モデル工事の取り組み状況(契約件数ベース)



	契約件数(希望件数)			
	2018年		2019年	
	対象件数	うち希望件数	対象件数	うち希望件数
受注者希望方式	243	86	648	361
発注者指定方式	6	6	29	29
合計	249	92	677	390
取組率	38%		83%	
希望率	37%		58%	

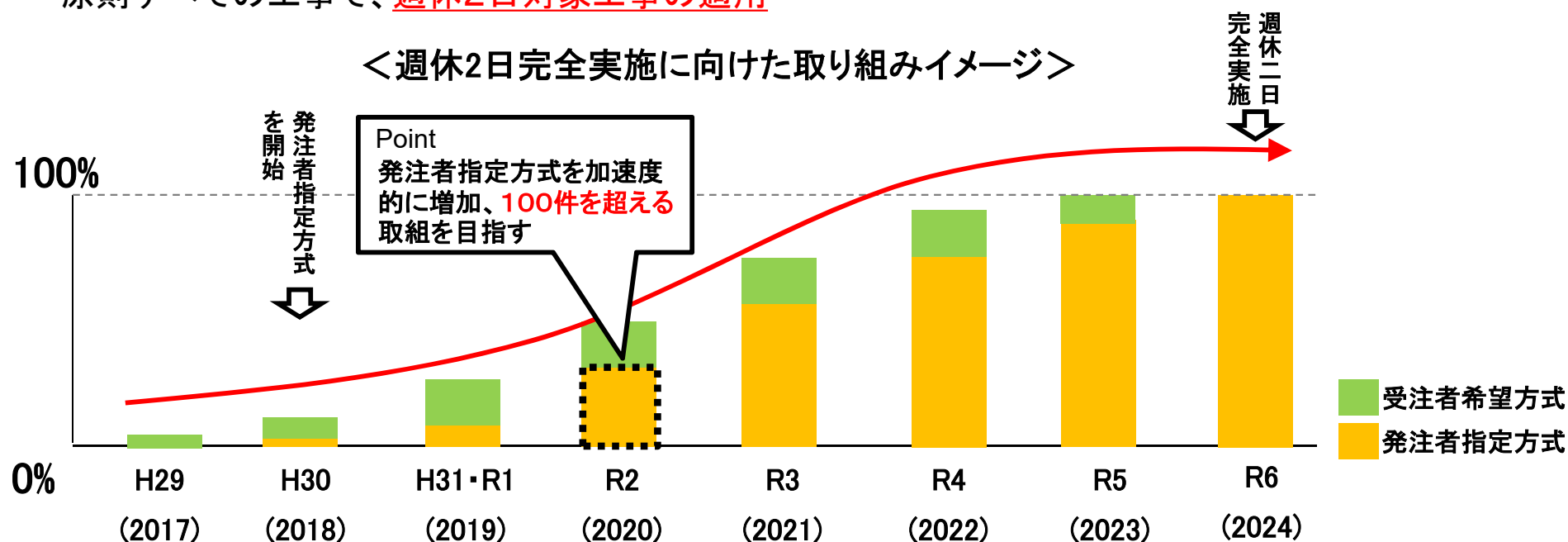
建設現場における週休2日の取り組み(令和2年度の予定)

- 週休2日対象工事の適用を原則すべての工事に適用し、働き方改革を推進
- 労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費の各経費について、4週8休の補正を必要経費として当初から計上し、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休の補正に満たないものは補正分を減額変更する【新規】
- 受注者希望方式「工程調整標準型」を継続し、工程調整部会の開催頻度について、これまで1回/月以上でを、1回/2~3ヶ月を目安に受発注者どちらからでも書面の申し出により開催することができる【継続】
- すべての工事で工事工程表・条件明示チェックリストを入札公告時に開示【拡大】

■週休2日対象工事の拡大の方向性

原則すべての工事で、週休2日対象工事の適用

<週休2日完全実施に向けた取り組みイメージ>



【令和元年 秋】週休2日推進に向けた取り組み計画(第2弾)

(第1弾)

- 2019GW期間(4/27(土)~5/6(月)の10連休)の現場閉所を各発注機関から受注者へ提案。
- 各発注機関においても積極的に取り組みを進めたことから、一定の成果。
- 各発注機関が協働して行うことにより、受注者の働き方改革を後押し。

北陸ブロック発注者協議会として、第1弾の取り組み結果を共有し、第2弾の取り組みを実施することを確認。



(第2弾)

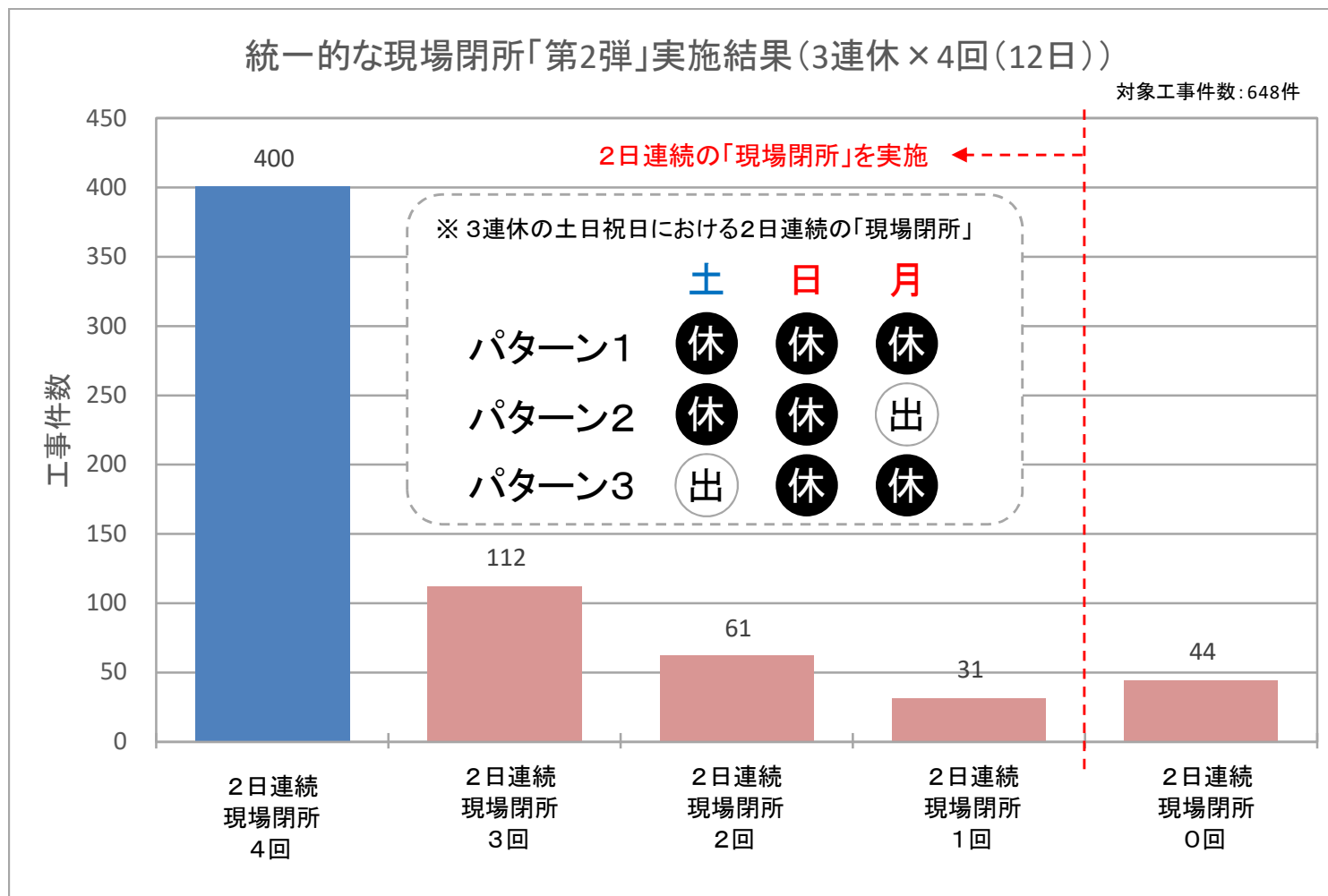
- 2019年の9月~11月は土日を含めた「3連休」が4回。
- 4回の3連休の土日祝日のうち、少なくとも2日連続を「現場閉所日」の設定とし、各発注機関から受注者へ提案。(2日~最大12日)
- 管内の各発注機関が連携して行う統一的な取り組みの「第2弾」として、実施。

2019年

9 月							10 月							11 月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7			1	2	3	4	5						1	2
8	9	10	11	12	13	14	6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9
15	16	17	18	19	20	21	13	14	15	16	17	18	19	文化の日	振替休日					
22	23	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26	10	11	12	13	14	15	16
29	30						27	28	29	30	31			17	18	19	20	21	22	23
														24	25	26	27	28	29	30

【令和元年 秋】週休2日推進に向けた取り組み結果(北陸地整)

4回の3連休の土日祝日のうち、少なくとも2日連続を「現場閉所日」とすることを受注者へ提案した結果、**全648工事の約93%で2日連続の「現場閉所」を実施**



週休2日推進に向けた取り組み(令和2年度の取り組み)

「統一的な現場閉所」のアンケート結果より、

◆ 週休2日推進に向けた取り組み(令和2年度の取り組み)

① 年間を通じて毎月2回(第2週、第4週)の土日を対象に実施

※ 就業規則等で第2週、第4週以外を休日とする場合、読み替えられるものとする

② ①を北陸管内の現場閉鎖の統一日として設定

第2週、第4週の土日を「統一的な現場閉所」とした場合

例: 令和2年4月

4 月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

月2回の
「統一的な
現場閉所」

令和元年度

大型連休、3連休における
休日の確保

大型連休、3連休の
「統一的な現場閉所」

令和2、3年度

月2回の
「統一的な現場閉所」

令和4、5年度

月3回の
「統一的な現場閉所」

令和6年度

時間外労働規制適用

4週8休の確保

週休2日推進に向けた取り組み(令和2年度 週休2日モデルカレンダー)

- 令和2年度は、年間を通じての取り組みを実施。
 - 毎月の第2週、第4週の土日※を「現場閉所の統一日」に設定し、週休2日を実施。
- ※ 就業規則等で第2週、第4週以外を休日とする場合、読み替えられるものとする。

2020年							2020年							2020年							2020年								
4月							5月							6月							7月								
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
			1	2	3	4						1	2	31	1	2	3	4	5	6				1	2	3	4		
5	6	7	8	9	10	11	3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	5	6	7	8	9	10	11		
12	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18		
19	20	21	22	23	24	25	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	19	20	21	22	23	24	25		
26	27	28	29	30			24	25	26	27	28	29	30	28	29	30					26	27	28	29	30	31			
8月							9月							10月							11月								
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
						1	30	31	1	2	3	4	5					1	2	3	1	2	3	4	5	6	7		
2	7	8	9	10	11	8	6	7	8	9	10	11	12	4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14		
9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19	11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21		
16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26	18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28		
23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30				25	26	27	28	29	30	31	29	30							
2021年							2021年							2021年							2021年								
12月							1月							2月							3月								
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
		1	2	3	4	5						1	2	31	1	2	3	4	5	6				1	2	3	4	5	6
6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	7	8	9	10	11	12	13		
13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	14	15	16	17	18	19	20		
20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	21	22	23	24	25	26	27		
27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30	28							28	29	30	31					

週休2日(4週8休)の実施例

- ◆ 統一的な現場閉所は下図の「一般的な工事」を対象。
- ◆ 現場条件、工事内容等から現場閉所の実施が困難な工事についても技術者の交替や平日閉所など「交替制モデル工事」の採用を検討。

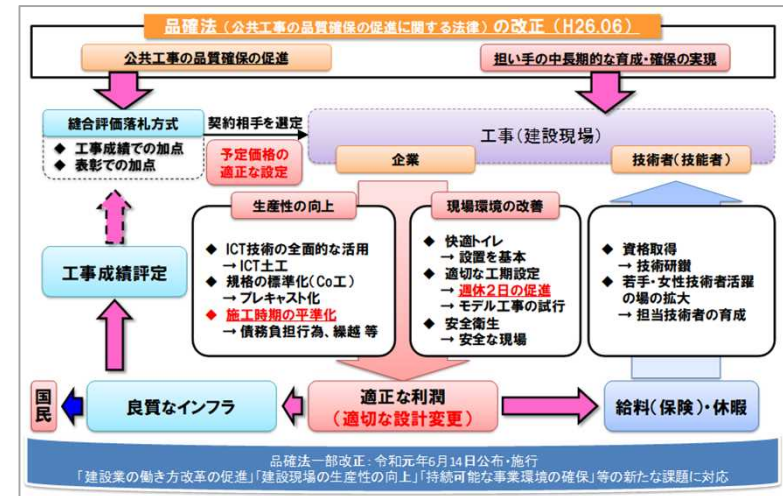
		月	火	水	木	金	土	日	
対象	一般的な工事	工事					閉所	閉所	
		技術者					休	休	
交替制モデル工事	トンネル工事等 (交替制)	工事	[工事]						
		技術者A						休	休
		技術者B				休	休		
	技術者C	休	休						
	維持工事等 (交替制)	工事	[工事]						
		技術者A					休	休	
技術者B	休						休		
現場制約のある 工事等	工事				閉所	閉所			
	技術者				休	休			

建設業における週休2日への取り組み

◆ 令和元年6月14日に品確法が一部改正、施行
(発注者等の責務)
第七条 六 **公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保**されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、**適正な工期等を設定**すること。

- ◆ 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- ◆ 建設業は、改正労働基準法の施行から5年後(令和6年度)に罰則付きの時間外労働規制の適用
- ◆ 法定労働時間は、原則1日8時間・1週間40時間(4週8休相当)

品確法に基づく建設生産システム



北陸ブロック発注者協議会

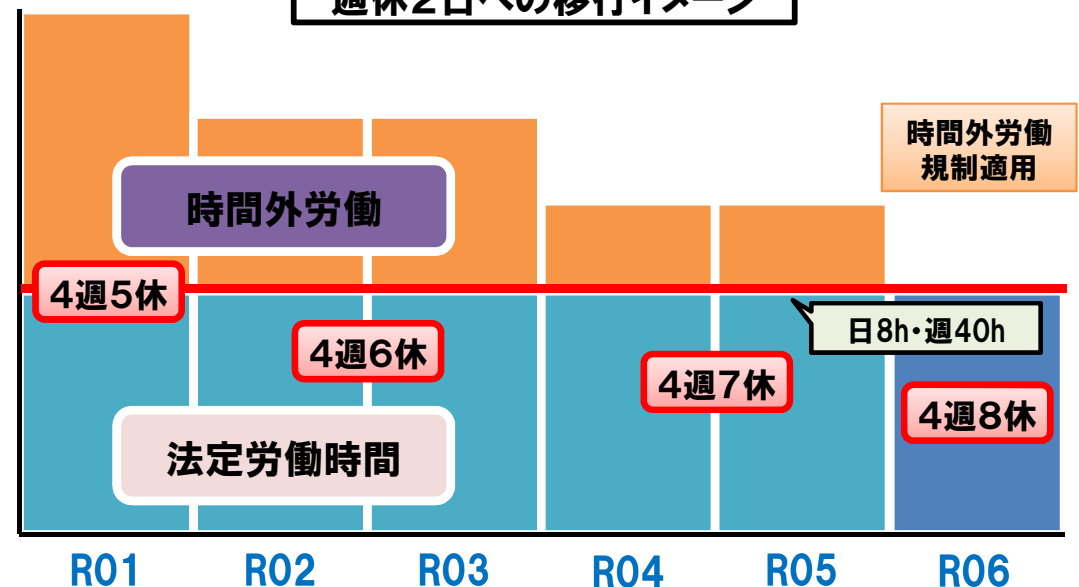
罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間(5年)を待たず、長時間労働是正、週休2日の確保を図ることが必要。

建設業の働き方改革に向けた取り組み姿勢を示すため、また中長期的な担い手の確保のため発注機関が連携し、「**統一的な現場閉所**」を設定

◇統一的な現場閉所

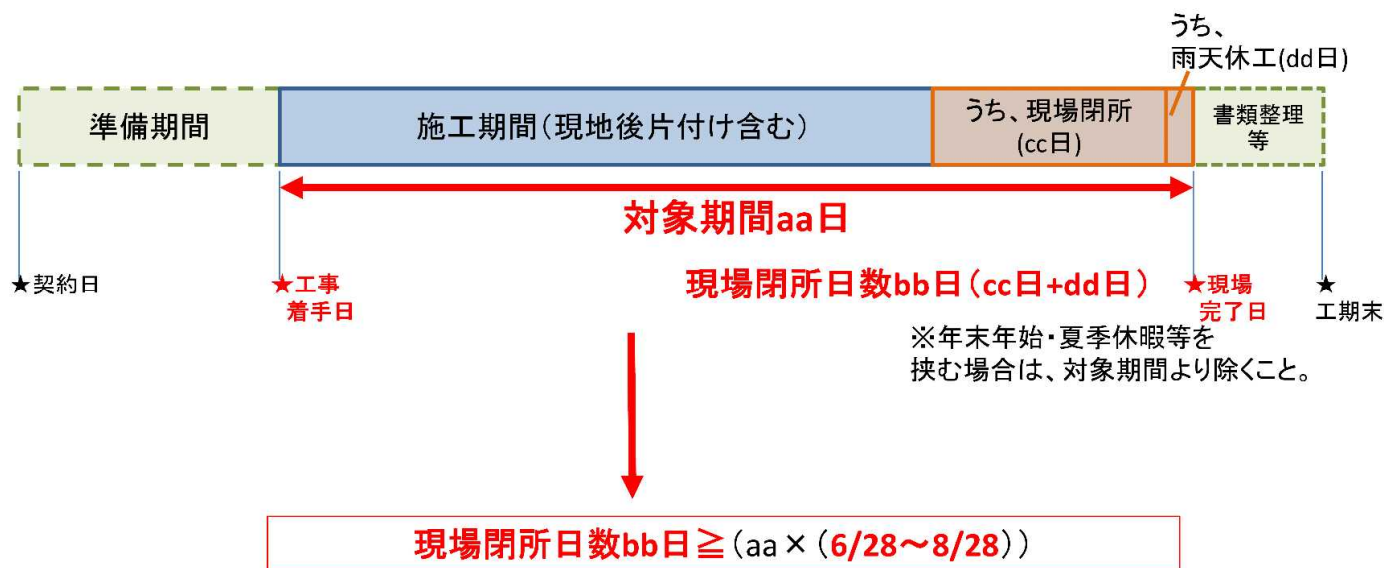
- 第1弾(R01.05:GW10連休)
- 第2弾(R01.09~11:4回の3連休)
- 第3弾(R02年度:毎月2回の閉所)

週休2日への移行イメージ



■週休2日の定義

- ・対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう
- ・工事着手日から現場完了日までの期間で、28.5%(8日/28日)以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ・例えば、週休2日、4週8休に限らず、工事期間中に現場閉所を連続して実施し、28.5%以上を確保してもよい。
- ・また、週休2日の取得に取り組む企業を拡大するため、4週6休以上の現場閉所について、状況に応じた補正係数を設定し、建設現場の週休2日の実現に取り組んでいる。



現場の閉所状況	現場閉所率	備考
4週8休以上	28.5%以上	8日/28日
4週7休以上4週8休未満	25.0%以上28.5%未満	7日/28日
4週6休以上4週7休未満	21.4%以上25.0%未満	6日/28日

週休2日の取り組み内容一覧(発注機関別)

赤色:特筆事項

	整備局(R2.4)	新潟県(H31.1)	富山県(R2.4)	石川県(R2.5)	新潟市(H31.4)	東日本高速道路(株) 新潟支社	中日本高速道路(株) 金沢支社
週休2日の考え方	週休2日を目標に4週8休以上(完全週休2日の記述無し)	原則、完全週休2日※ ※毎週2日の休日	原則、毎週2日の休日(完全週休2日(土日)は別途評価)	原則、土日を休日(完全週休2日の記述無し)	原則、完全週休2日※ ※毎週2日の休日	4週8休以上(完全週休2日の記述無し)	4週8休以上(完全週休2日の記述無し)
緩和措置	工事着手から現場完了日までの対象期間での現場閉所日数が対象	ただし、やむを得ず確保できない場合は振替休日により4週6休相当以上とする	振替休日は、当該日を含む週及びその前後の週に限定	振替休日も可能	ただし、やむを得ず確保できない場合は振替休日により4週6休相当以上とする	工事着手から工事完成日までの対象期間での現場閉所日数が対象。また、余裕期間を設定して発注し、工事の始期(工事着工日)を受注者が選択できる。	降雨や降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態であれば、現場閉所日数に含めるものとする。
発注方式	・発注者指定方式 ・受注者希望方式	・受注者希望方式	・発注者指定方式 ・受注者希望方式	・発注者指定方式 ・施工者希望方式	・受注者希望方式	・発注者指定方式 ・受注者希望方式	・発注者指定方式
対象工事	原則全ての工事 ※供用時期、施工時間、施工法に特別な制約があるものは除く	当初設計額が100万以上の土木工事 ※発注者が適さないと判断したものは除く	【発注者指定方式】 適切な工期が確保できる工事で試行 【受注者希望方式】 試行対象外でも受注者が現場着工前に希望した場合は試行対象とすることができる ※各方式とも現場条件に支障が無いこと、災害復旧工事でないこと、現場作業が概ね4週以上あること	【発注者指定方式】 適切な工期が確保できる工事 【施工者希望方式】 発注者指定方式以外の工事 【対象外】 災害復旧工事、年間契約の維持修繕工事等	当初設計額が100万以上の土木工事 ※発注者が適さないと判断したものは除く	2019.1.1以降に入札公告する全ての土木工事(工事種別問わず)のうち概ね2019年度から2021年にしゅん功する工事 ※供用時期が定められるなど施工条件の制約が多い工事やその他発注責任者が認めた工事は対象外	2019.4.以降に入札公告する全ての土木工事等及び施設工事からモデル工事を選定 ※ただし、以下の2点に該当するものは対象外 ①自然災害に対する復旧工事で、交通制限をしており、早急な復旧が必要な工事 ②事業費や供用までの工程の制約があるなど実施困難と認められる工事
補正対象	労務費 機械経費(賃料) 共通仮設費 現場管理費 4週8休・7休・6休 ※当初より4週8休以上の達成を前提として各経費の補正を計上	労務費 機械経費(賃料) 共通仮設費 現場管理費 4週8休・7休・6休	労務費 機械経費(賃料) 共通仮設費 現場管理費 4週8休・7休・6休	労務費 機械経費(賃料) 共通仮設費 現場管理費 4週8休	労務費 機械経費(賃料) 共通仮設費 現場管理費 4週8休・7休・6休	労務費 機械経費(賃料) 稼働率 共通仮設費 現場管理費 4週8休以上・7休・6休	労務費 機械経費(賃料) 共通仮設費 現場管理費 4週8休
達成確認	現場閉所日数が対象期間×(6、7、8日)／(28日)以上	現場閉所日数が対象期間×(6、7、8日)／(28日)以上	現場閉所日数が対象期間×(6、7、8日)／(28日)以上	現場閉所日数が対象期間×(8日)／(28日)以上	現場閉所日数が対象期間×(6、7、8日)／(28日)以上	現場閉所日数が対象期間×(6、7、8日)／(28日)以上	現場閉所日数が対象期間×(8日)／(28日)以上
成績評価	○加点有り ※4週8休以上は最大で創意工夫で0.8点、工程管理で0.4点 ●発注者指定で4週8休以上が受注者の責により確認できない場合は実施状況に応じ減点する。	○加点有り ※4週8休以上を工事現場、技術者が達成した場合それぞれ社会性で1.0点、創意工夫で1.2点 ●減点無し	○加点有り ※4週8休達成は0.8点、4週7休達成は0.4点(ともに創意工夫) ※完全週休2日(土日)達成は社会性でさらに1.0点 ●減点無し(受注者希望)	○加点有り ※4週8休達成は社会性等で0.5点 ●減点無し(施工者希望)	○加点有り ※4週8休以上を工事現場、技術者が達成した場合それぞれ社会性で1.0点、創意工夫で1.2点 ●減点無し	○加点有り ※4週8休以上は加点(創意工夫で2点) ※4週6休、4週7休の場合は加点無し ●減点無し	○加点有り ※4週8休以上を達成した場合は、2点を加点する。 ※4週6休、4週7休の場合は加点無し ●減点無し

「よくある質問・回答」を北陸地整HPに掲載（週休2日）

○ 北陸地整HP (<http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/syuukyuu/syuukyuu.html>)

働き方改革・建設現場の週休2日の取り組みについて (土木工事)

●国土交通省における週休2日の取り組み

働き方改革・建設現場の週休2日
働き方改革・建設現場の週休2日応援サイトhttp://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000041.html
「働き方改革・建設現場の週休2日」Facebookページ<https://www.facebook.com/働き方改革工事現場の週休2日-299847837163515/>

●北陸地方整備局における週休2日の取り組み

2019年度：「週休2日に取り組む工事」試行

■取り組み内容

・週休2日に取り組む工事（発注者指定方式）、（受注者希望方式【工程調整標準型】）

・施工条件確認部会と工程調整部会の開催を必須

受注者希望方式【工程調整標準型】では、工程調整部会を2～3ヶ月に1回を目安に受発注者どちらからでも書面で申し出があった
・発注者指定方式は当初から4週8休による補正係数を計上、受注者希望方式【工程調整標準型】は達成（現場閉所・4週6休～4週8休）
・成績評価については4週8休以上の現場閉所を達成できた場合に評価

※発注者指定方式で達成できなかった場合は、実施状況に応じて減点、受注者希望方式【工程調整標準型】の場合はペナルティ無し

■週休2日の達成状況確認方法

2019年度：「週休2日交替制モデル工事」試行

■取り組み内容

■週休2日交替制モデル工事よくある質問・回答 R1.9.17掲載

～参考：過年度の取り組み～

平成30年度：休日確保に向けて「建設現場における週休2日の取り組みモデル工事」試行

■取り組み内容

・週休2日の取り組みモデル工事（発注者指定方式）、（受注者希望方式【工程共有強化型】）、（受注者希望方式【通常型】）

・積算基準等に基づき、原則として工期算定支援システム活用し工期設定

・工期の設定根拠を特記仕様書で提示

・施工条件確認部会と工程調整部会を開催、発注者指定方式及び受注者希望方式（【工程共有強化型】【通常型】）でモデル工事と

※受注者希望方式【工程共有強化型】については工程調整部会を1回/月以上開催

・達成（現場閉所・4週6休～4週8休以上）できた場合に設計変更にて労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費を補正計

※発注者指定方式の場合は4週8休以上、受注者希望方式【工程共有強化型】【通常型】の場合は4週6休～4週8休以上の場合に補正計上

・成績評価については4週8休以上の現場閉所を達成できた場合に評価

※発注者指定方式で達成できなかった場合は、実施状況に応じて減点、受注者希望方式【工程共有強化型】【通常型】の場合はペナ

■週休2日の達成状況確認方法

■週休2日よくある質問・回答 H30.12.17掲載

■週休2日の計算仕様について

(参考)

国土交通本省ホームページ

働き方改革・建設現場の週休2日の取り組みについて

http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000041.html

Facebookページ「働き方改革・建設現場の週休2日」

<https://www.facebook.com/Syukyu2day/>

週休2日に取り組む工事における「よくある質問・回答」

黒字:質問、赤字:回答

1. 祝日に休んだ場合、週休日にカウントしても良いですか？

○週休2日の定義としては、対象期間において4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態を言います。

○4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態であり、土・日・祝日を問わず現場閉所日としてカウントして問題ありません。

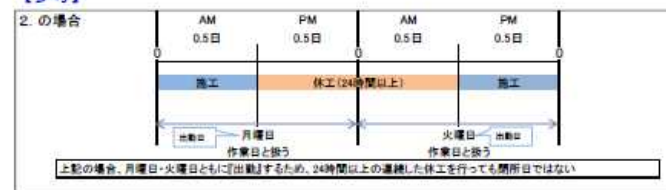
【参考】別添P1.2：本省通知 ……参照

2. 午後のみ休工、又は午前のみ休工とした場合、0.5日閉所として扱われますか？また、月曜日午後及び火曜日午前等、連続した半日単位で現場閉所を計画した場合、合わせて1日閉所として扱われますか？

○原則、1日単位で実施の可否を確認するものであり、0.5日閉所は扱いません。

○月曜午後から火曜午前の連続した現場閉所については、一般的に両日とも出勤日として扱うと考えるため閉所日として扱いません。

【参考】

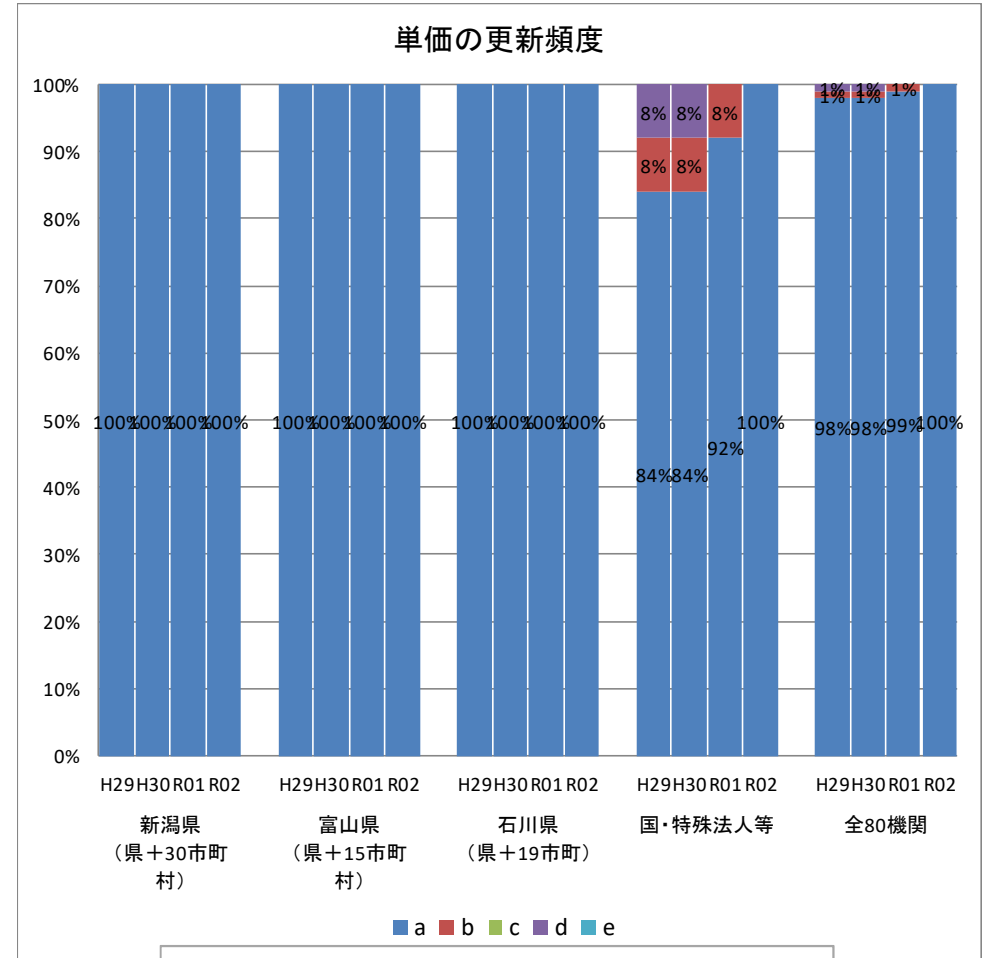
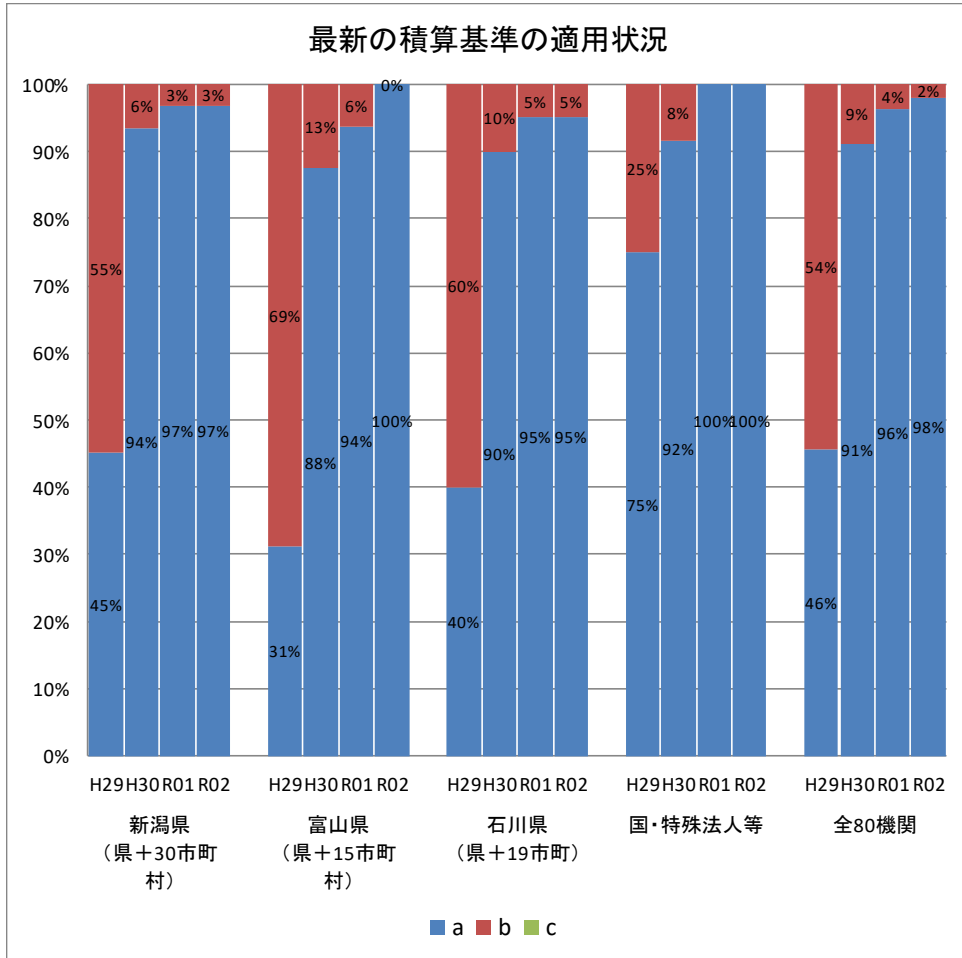


【R1】「H28全国統一指標」の実施状況（実施項目別取り組み状況）

◎ 適正な予定価格の設定 【H29実績・H30実績・R01実績・R02目標】

(1) 最新の積算基準の適用状況及び 基準対象外の際の対応状況

(2) 単価の更新頻度



a : 最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の※要領を整備し活用
 b : 最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の※要領は整備していない
 c : その他

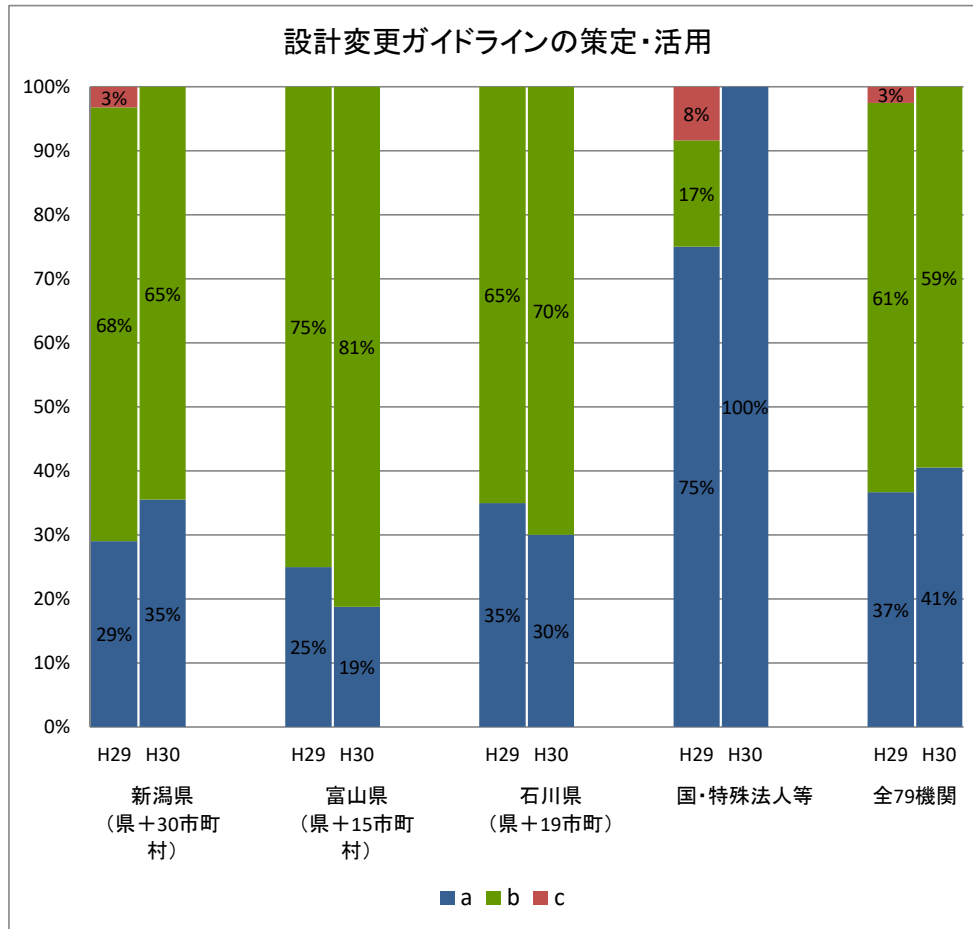
a : 最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当)
 b : 3ヶ月以内
 c : 6ヶ月以内
 d : 12ヶ月以内
 e : それ以上

【R1】「H28全国統一指標」の実施状況（実施項目別取り組み状況）

◎ 適切な設計変更

（3）改正品確法を踏まえた設計変更 ガイドラインの策定・活用状況

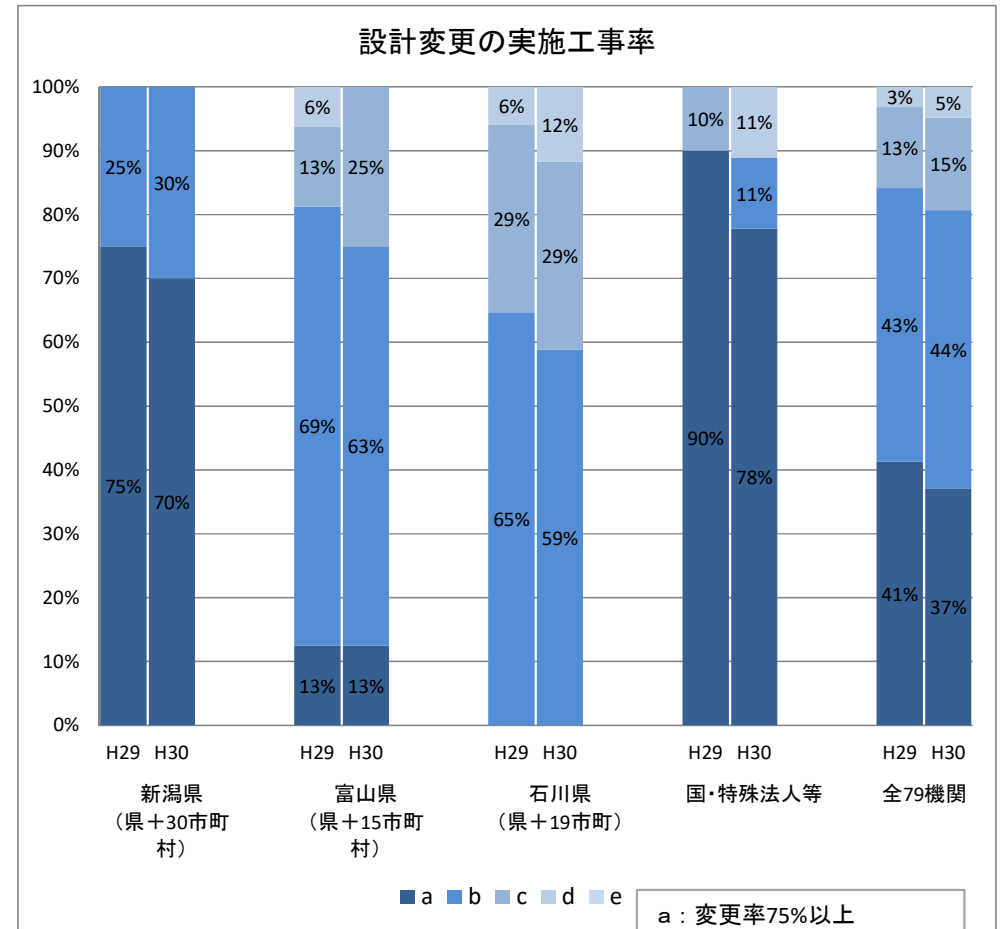
入契法調査（H29調査[H29.03.31現在の状況]・H30調査[H30.08.01現在の状況]）



a : 指針を策定し、活用している。
b : 指針を策定していないが設計変更を実施している。
c : 設計変更を実施していない。

（4）設計変更の実施工事率

【H29年度実績・H30年度実績】



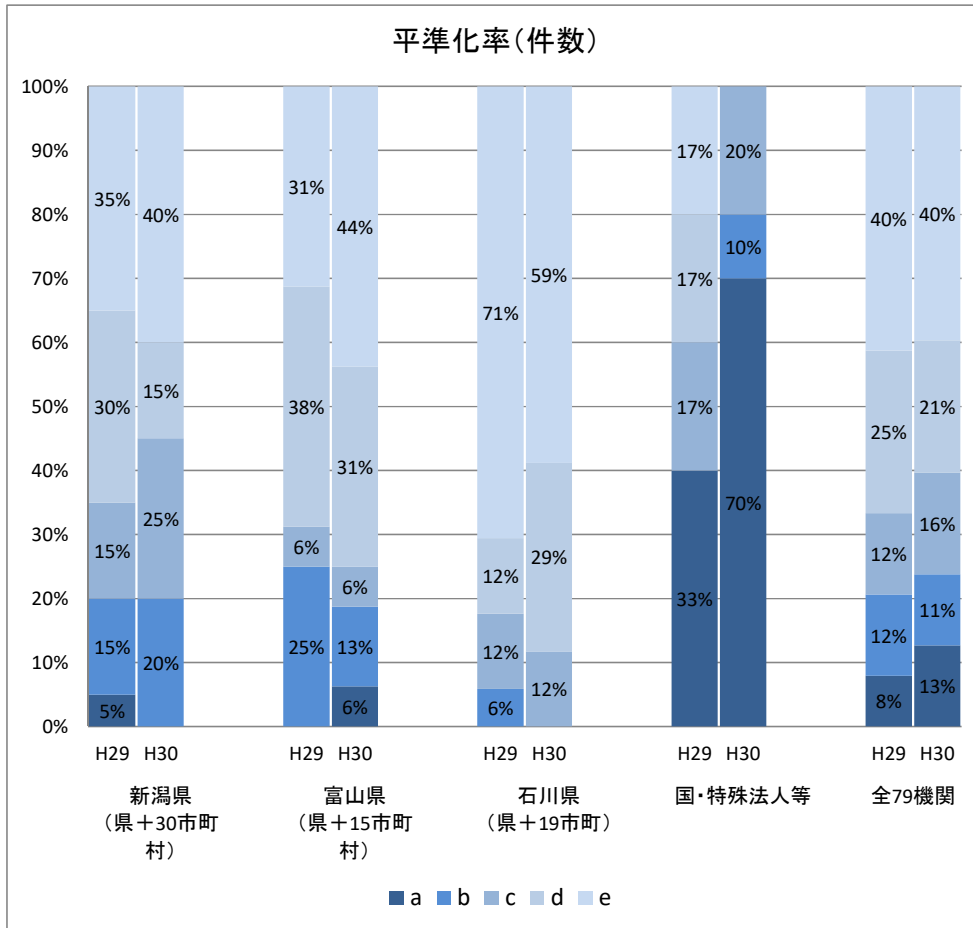
a : 変更率75%以上
b : 変更率50~75%
c : 変更率25~50%
d : 変更率0~25%
e : 設計変更を行っていない

【R1】「H28全国統一指標」の実施状況（実施項目別取り組み状況）

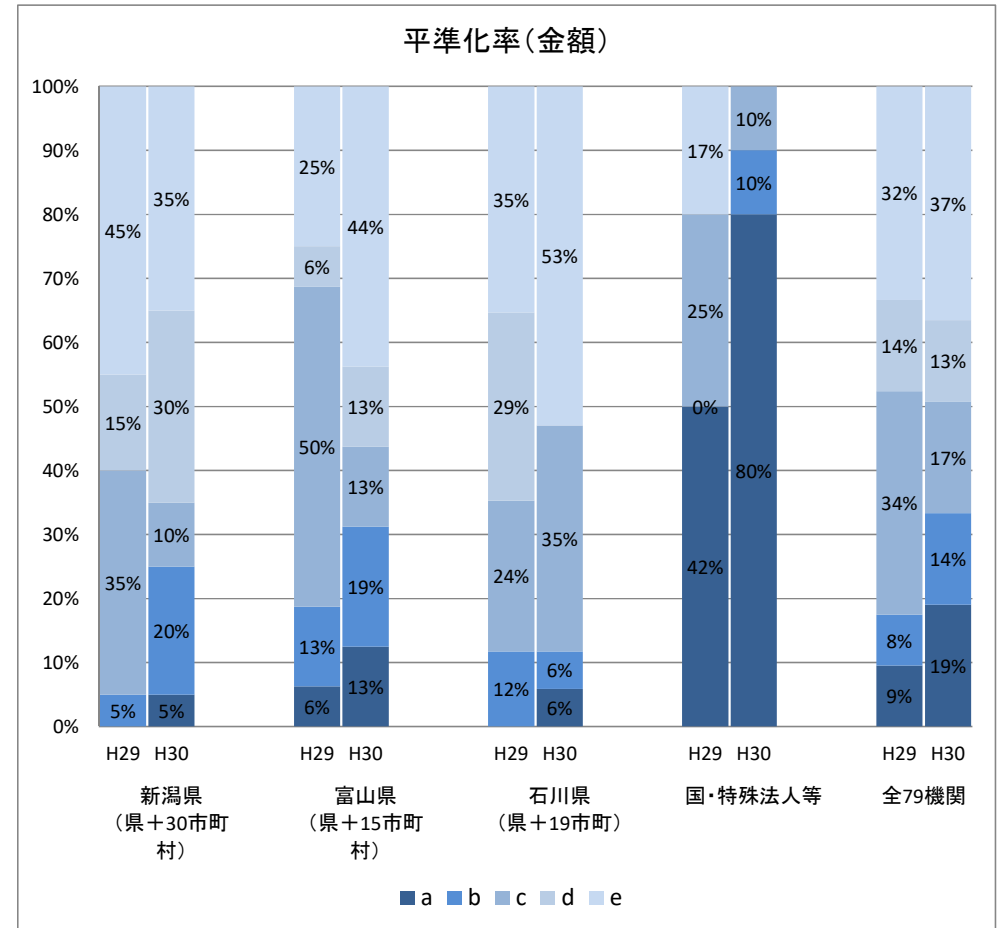
◎ 施工時期等の平準化【H29年度実績・H30年度実績】

（5）平準化率(件数)

（5）平準化率(金額)



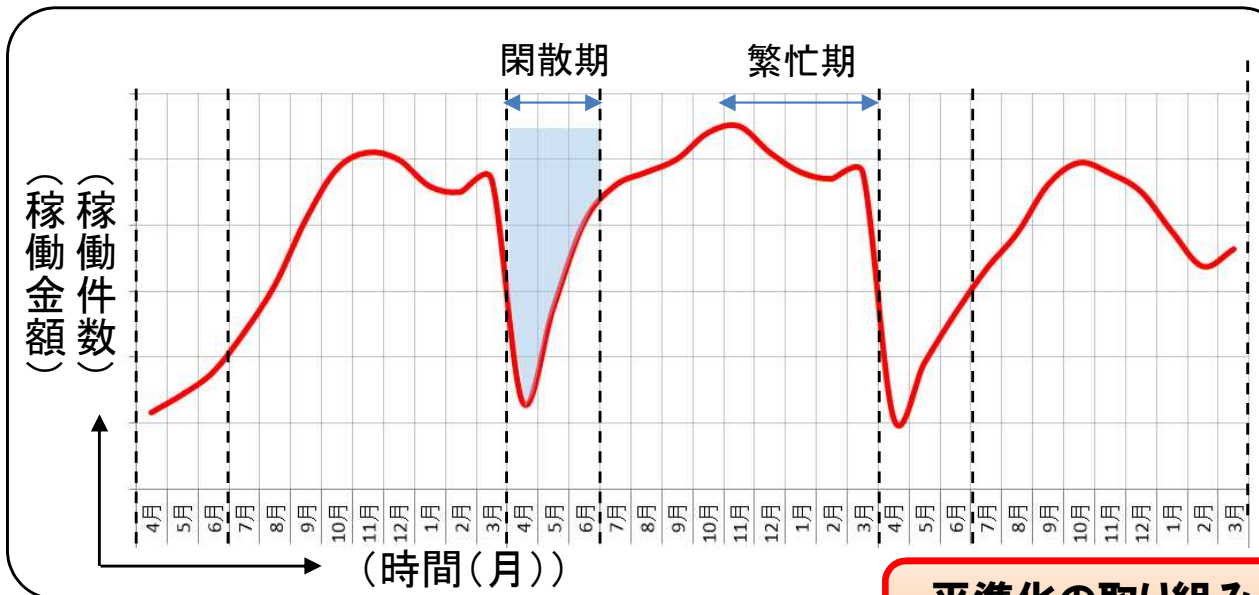
a: 平準化率0.9以上
 b: 平準化率0.9~0.8
 c: 平準化率0.8~0.7
 d: 平準化率0.7~0.6
 e: 平準化率0.6以下



a: 平準化率0.9以上
 b: 平準化率0.9~0.8
 c: 平準化率0.8~0.7
 d: 平準化率0.7~0.6
 e: 平準化率0.6以下

「全国统一指標」の取り組み（施工時期等の平準化）

現状



- ◆ 現状では、4～6月が閑散期、年末・年度末が工期末の工事が多く、繁忙期となっている。
- ◆ 年間を通じた資機材・労働力確保による生産性の向上を図るため、施工時期の平準化が必要。

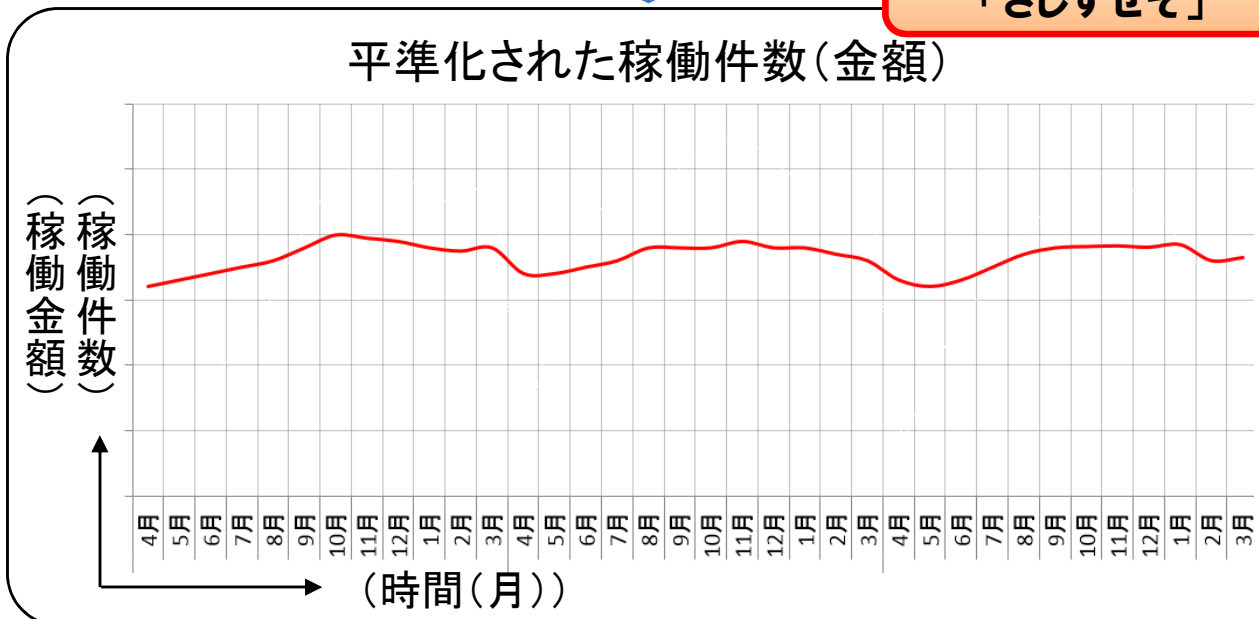
平準化の取り組み「さしすせそ」

- (さ) 債務負担行為の活用
- (し) 柔軟な工期の設定
- (す) 速やかな繰越手続
- (せ) 積算の前倒し
- (そ) 早期執行のための目標設定

等の活用

平準化イメージ

平準化された稼働件数(金額)



- 施工時期の平準化により、
- ◆ 資機材・人材の効率的な活用
 - ◆ 労働環境の改善
 - ◆ 生産性の向上

市町村における平準化の取り組み状況「さしすせそ」

- ◆ 地方公共団体における平準化の取り組み状況を指標化。
- ◆ 入契法調査(例年8月頃調査実施)に記入する項目により、分析、公表。

■ 地方公共団体における平準化の取組事例について～平準化の先進事例「さしすせそ」～

① (さ) 債務負担行為の活用

年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用

また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担も適切に活用

② (し) 柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)

工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着方式等を積極的に活用

③ (す) 速やかな繰越手続

工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始

④ (せ) 積算の前倒し

発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始

⑤ (そ) 早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表)

年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期(特に4～6月)における工事の執行率(契約率)の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施

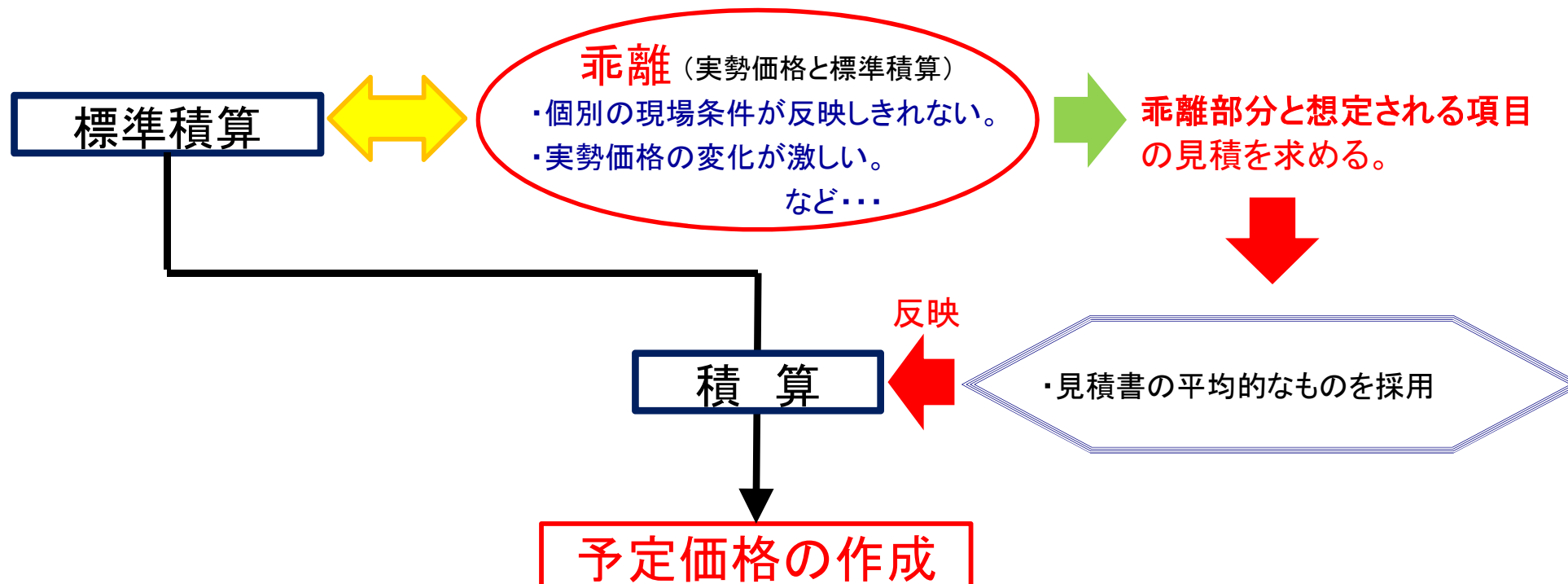
「全国统一指標」の取り組み（適正な予定価格の設定）【見積り活用方式】

◆見積り活用方式

- 発注者の積算との乖離が大きく、入札の不調・不落が発生している工事、または過去において同種工事に不調・不落が発生するなど、不調・不落となる恐れが高い工事において、予定価格の作成にあたり競争参加者の見積りを活用する取り組みを開始

◆対象工事及び工種

- 対象工事：標準積算と実際にかかる費用に乖離が考えられる工事
- 対象工種：直接工事費及び共通仮設費の積み上げ部分



「全国统一指標」の取り組み（適正な予定価格の設定）【単価決定ルール】

北陸地方整備局の単価決定フロー



出典:北陸地方整備局

積算基準書(労務賃金・材料単価) 平成31年度

「全国統一指標」の取り組み（適切な設計変更）【土木工事設計変更ガイドライン】

- ◆ **設計変更が不可能なケース**
- ◆ **設計変更が可能なケース**
- ◆ **設計変更手続きフロー**
- ◆ **土木工事設計変更ガイドライン事例集**

土木工事設計変更ガイドライン(案)

平成27年5月
北陸地方建設事業
工事施工対策

2 設計変更が不可能なケース

- ◆ 下記のような場合においては、原則として設計変更できない。
(尚、災害時等緊急の場合はこの限りではない)
- 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合
- 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合
- 「承諾」で施工した場合
- 工事請負契約書・土木工事共通仕様書（案）に定められている所定の手続きを経ていない場合（契約書第18条～24条、共通仕様書1-1-13～1-1-15）
- 正式な書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合

※協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等な立場で合議し、結論を得ることをいう。

※承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者または受注者が書面により同意すること。

3 設計変更が可能なケース

- ◆ 下記のような場合においては設計変更が可能である。
- 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係らず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合
(ただし、所定の手続きが必要。)
- 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合
- 所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」によるもの。
(「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。)
- 受注者が行うべき「設計図書の照査」の業を実施する場合。

ただし、設計変更・先行指示にあたっては留意する。

- 当初設計の考え方や設計条件を再確認し「協議」にあたる。
- 当該事業(工事)での変更の必要性を明確(規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途を明確にする。))
- 設計変更に伴う契約変更の手続きは、そ都度、遅滞なく行うものとする。

5 関連事項

◆土木工事設計変更ガイドライン（案）事例集

○本ガイドライン案の理解を助けるため、工事施工対策部会の構成機関である発注者と受注者において設計変更事例を持ち寄り、「土木工事設計変更ガイドライン(案)事例集」を作成

○北陸地方において、実際に発注された工事の「設計変更となった事例」及び「設計変更とならなかった事例」を収集し、計57事例を掲載

- ・設計変更となった事例：45事例
- ・設計変更とならなかった事例：12事例

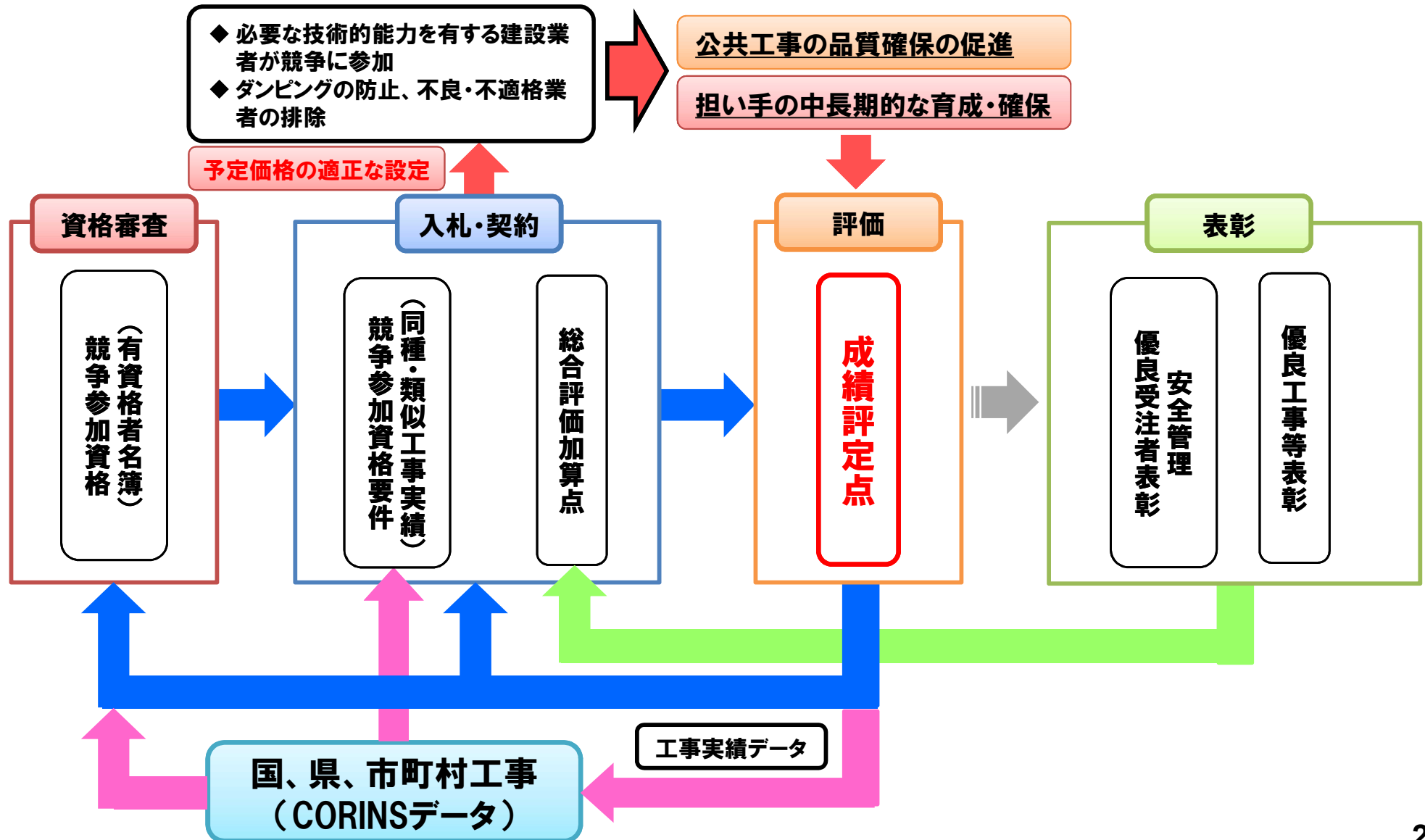
○平成22年3月より北陸地方整備局HPに掲載

URL：<http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/kijyun.html>

出典：北陸地方整備局HP <<http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/kijyun.html>>

工事成績評定制度の活用(工事成績の循環)

- 工事成績評定制度結果や優良工事等表彰は、以降に実施する工事の施工業者選定に活用(総合評価)。
- 総合評価にて価格と品質(実績(技術的能力))が優れた者を決定(ダンピングの防止、不適格業者の排除)。



令和元年度「発注見通しの公表 統合版」

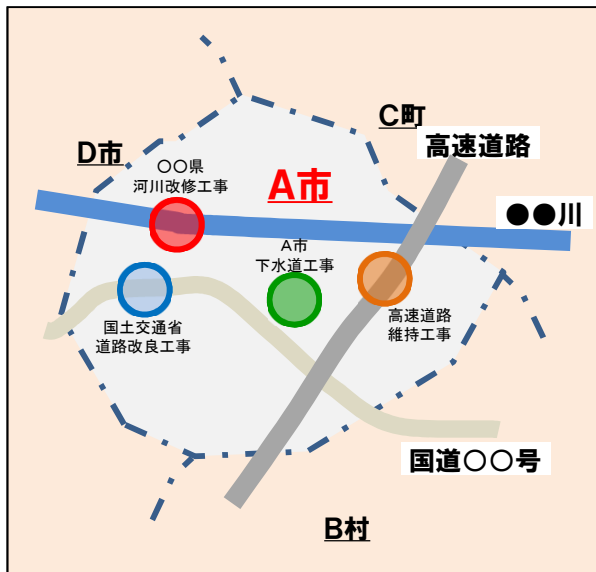
【期待される効果】

- ◆ 各市町村単位で実施される国、自治体等の工事の発注状況が一元化され、特定地域を単位としての施工時期の平準化検討の参考となる。
- ◆ 受注者にとっては、計画的な技術者の配置や資機材の調達の見込みが可能となる。

【今までの動き】

- ◆ 平成28年12月より、試行を開始。令和元年5月末で管内全64市町村、3県、国・法人15機関が参画。
- ◆ 全64市町村統合化に合わせて、HPを分かりやすく改良(整備局HPのトップページのバナーより統合版HPへ移動可能)。

A市内における工事の発注状況 (イメージ)



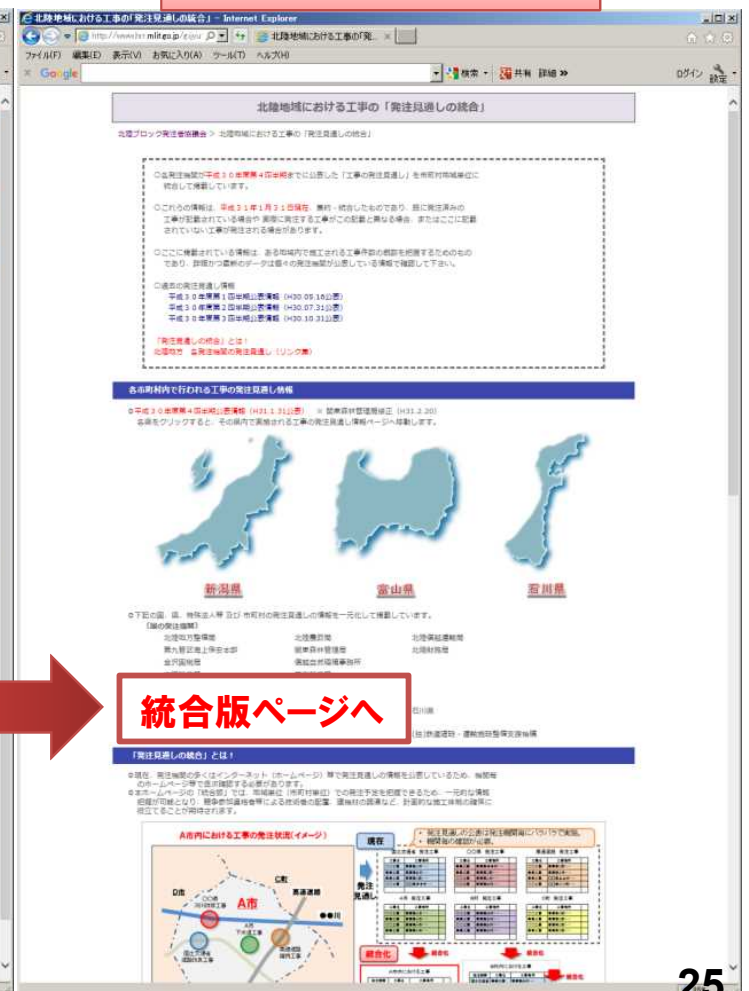
- ◆ **統合版HPは、今後も、分かりやすく、より活用できるように改善を図っていきます。**

北陸地方整備局HP



整備局HPのトップページにバナーを追加

「発注見通しの公表 統合版HP」



統合版ページへ